

第2回 官製談合防止法違反に係る再発防止検討委員会 報告書

1. 開催日時・場所 令和2年10月20日（水）15:00～16:00 委員会室

2. 協議事項

(1) 第1部会の進捗について

別添参照

(2) 第2部会の進捗について

別添参照

(3) 10/20 議会全員協議会での提案事項

○職員数

職員数が足りないということも今回の事件の要因として挙げられている。必要な人員は確保していく。特に技術職については今後の組織を含めて検討する必要がある。

○早急に対策がとれるものは対策をとる

携帯電話については、前回の要因としても上がっていたが、水道課は土日・昼夜関係なく、突発的な管の破損で呼び出され、早急な対応を現場で求められるので、公用携帯を役場に取りに行く時間がない。突発的な案件があるので、公用携帯は難しい。

その他補助金の打合せについても、土日昼夜関係なく連絡が来るので、公用携帯での対応は難しい。

○外部委員会

前回は役場内で対策を練り上げ最後に外部委員の意見を伺うという手法を取って、再発を防げなかった。今回も役場内だけの検討ではそういったこと懸念されるので、今回は他自治体でも取られている外部委員会という第三者の目で検討してもらった方が良いのではないかと。→第三者の意見も大切であるが、現在本町でうまくいっている地元との協働作業も否定されかねない（協働作業先には多くの利害関係者がいる）。そういった恐れもあるため全てを外部委員会に委ねることはいかがなものか。

○ガイドラインの中に財務関係の内容が少なかった

具体的事例を入れて若手にも分かりやすくした方がいい。ガイドラインの見直しについては、第二部会で検討しているので、第二部会で検討する。

○各課で業務内容が違うので、それぞれの課ごとの具体例の例示。これは○、これは×
ガイドラインの見直しで検討するので第二部会で検討する。

○随意契約の見直し

こちらは第一部会で検討してもらう。

(4) その他

特別なし。

4. 閉会

官製談合防止法違反に係る再発防止検討委員会（第1部会）

1. 第1部会会議録

別紙のとおり

2. 今後検討すべき項目

(1) 官製談合事件に関する調査委員会設置の有無

- ① 役場内部の検討委員会だけでよいのか。
- ② 検討委員会に外部の人を入れるだけでよいのか。
- ③ 外部の人だけによる調査委員会を設置するか。

(2) 第三者による入札監視委員会設置の有無

入札事務等における公正の確保と透明性の向上を図るために設置するもの。
県は年2回委員会開催。担当者の業務量は、一人の年間業務量の50%程度を占める。
(設置) 県、長崎市、島原市、諫早市、対馬市、雲仙市、南島原市

(3) 類似工事における受注機会拡大の運用

同一日に実施する同種工事の入札において、落札者は他の入札に参加できない。
県等で実施中。工期の短縮及び請負業者の倒産に伴う工事施工中止のリスク分散も目的としている。

(4) 公金支出情報の公開

県では不適切な物品調達の前発防止策の一環として、公金支出に関連した情報を公開。
(内容) 金額や相手先等の支出情報、給与等、交際費、限度額を超えた随意契約

(5) 公用携帯電話の導入の有無

導入の有無に関わらず、ルール作りが必要。

(6) 電子決裁の導入

将来的な課題。ただし、導入済みの県においても設計書や図面など添付書類が多い決裁は、紙で決裁している。

(7) 入札における予定価格の事前公表

全てするか、建築・電気のみ限定するか、設計委託・参考見積分に限定するか
(メリット)

- ・ 職員が予定価格等を漏らすという官製談合がなくなる。
- ・ 職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為の防止が可能となる。

(デメリット)

- ・ 業者間の談合が一層容易に行われる可能性がある。
→ 落札価格の高止まり
- ・ 積算能力が不十分な事業者でも、落札できる可能性がある。
→ 品質低下、丸投げ

官製談合防止法違反に係る再発防止検討委員会第1部会 第1回議事録

部会開催日：10月8日（木）10：00～

開催場所：第4会議室

【協議事項①】積算システムについて

【改善策等①】

個人パスワードを設定しているが、ファイル等のパスワード設定等細かいもの必要ではないか。

【部会からの意見】

- ・以前は共通パスワードで管理していたが、前回の談合事件を受け個人パスワードを導入した。他人の設計書を見たいときは個人IDがわからない限り見ることはできない。
- ・参照権の設定をなしにしておくと他人は閲覧できない。入札会終了後に参照権ありに変更することで過去分の設計書については参考にすることができる。

システムは現状で問題ないと思われるため、基本は個人パスワード・参照権なしで設定し、入札会終了後に共有へ移すこととする。

【協議事項②】起工何の設計書添付について

【改善策等②】

現在においても必要最小の人数で回覧しており、原課でミスチェックや決裁権者である町長の確認は必要であるため、従来どおりとするが、回覧中において目につく所へ置くことは厳禁とする。

（特に不在の場合）

【協議事項③】起工何決裁後の設計書保管場所について

【改善策等③】

現在は企画財政課に保管しており、新たに電算室保管を検討したが、人の出入りもあることから、会計課の金庫へ保管する。その際は、封筒糊付け、割印（企財課長印）をし、質問等で設計書が必要な場合は、企画財政課が立会い設計書を開封する。

返却後は、新たな封筒に糊付け割印をしてから保管する。

【部会からの意見】

- ・不在の時はその職員の机に置きっぱなしの状態になっている。鍵付きのロッカーがあれば良いと思う。
- ・係員への回覧はせずに課長・係長のみでいいのでは。
- ・同じ班の係員には確認してもらいたい。建設課では建設班は係員まで回覧し、支出担当の管理班は係長のみとしている。
- ・重要文書かどうかを誰が見てもわかるような工夫をする必要がある（視覚的に）
- ・会計課の金庫は現状で一杯のため、全課の重要書類を保管するのは厳しい。
- ・ロッカーとまではいかないまでも袖机程度の鍵付き保管スペースがあればいい。

- ・随契についても同様に扱う

起工伺への設計書添付については、上司や町長の確認やチェックが必要なため、現行どおりとし、不在職員がいた場合や随意契約の際の保管場所として、各課に鍵付きのロッカーや袖机を備え付ける必要がある。

まずは現在の備品で対応できるものがないか各課で確認してもらおう。

【協議事項④】 入札等に関する問い合わせ対応について

【改善策等④】

入札に関する質問については、企画財政課において縦覧設計日（入札執行通知日）から文書で受け付け、指定日に文書で一斉回答しているが、実際のところ電話での問い合わせもあっていることから、入札執行通知から入札会終了まで、電話も含むすべての問い合わせ窓口を企画財政課に一本化し、口頭での質問は受け付けず、すべて文書で質問するよう徹底する。10月2日執行の入札会参加業者へ文書で周知しており、町内関係業者へも周知する。

随意契約においても、電話で問い合わせがあった場合は即答せず、一旦電話を切り上司に相談のうえ回答することを徹底する。回答の際は、1者のみの回答ではなく、関係するすべての業者に公表する。

必ず電話口頭受理簿等の文書で記録を残し、上司の確認をとった後に文書での質問・回答が望ましい。

【部会からの意見】

- ・工期などについて電話で聞かれるケースがある。その際には質問書で提出するようにお願いしている。
- ・質問期限経過後の重要な質問に対する回答の取り扱いは。
- ・過去、町側に落ち度があった際に、臨機応変に対応したケースはあった。
- ・質問期限を長めに設定するのはいいと思うが、あくまでも期限は期限として厳格に設定したほうがいい。
- ・特に建築関係については積算に時間がかかるので長めに設定する必要がある
- ・年間の入札会スケジュールを決めているので、起工の後に工種ごとの質問期間を設定するのは厳しい。
- ・随契の際も同様に扱うのか。
- ・随契の場合でも同様の取り扱いとしたほうがいい。

入札案件・随意契約に関わらず、原則書面での質問・回答とする。(5万未満の1者随契は除く)

【協議事項⑤】 業者からの働きかけについて

【改善策等⑤】

入札執行通知等に、設計額や予定基本価格を聞き出そうとする働きかけがあった場合、嚴重処分がある旨を記載する。電話の場合は、上司に必ず報告する。

【部会からの意見】

- ・働きかけがあった場合指名停止の要件に加えるのも手だが、悪質かどうかの判断はできるか。
- ・原則書面としているにも関わらず、電話で働きかけがあるようであれば該当するのでは。
- ・設計会社や業者数、諸経費の計算方法など聞かれるケースがある
- ・事務職にとっては、どこまで言っているのか、どこからがダメなのかがわからないので、具体例も加えて職員へ周知していただきたい。

業者からの働きかけについては、指名停止の要件に加える方向で検討を進める。

※10/9（金）県担当者から「客観的事実ではないことを理由に処分するのは難しい」旨の助言あり

【協議事項⑥】 積算（設計）について

【改善策等⑥】

公表しても良いものか悪いものか情報共有が必要。他課分を建設課等の積算システム経験者に依頼している現状があるが、設計業者に委託するべきか検討する必要もある。

【部会からの意見】

- ・県では、各部署での入札を行っており、事務職のみの部署は、事業課へ発注を依頼している。
- ・まずは人員確保が第一だが、現状では土木職しかいないので、建築や電気については設計委託したほうがいい。
- ・以前は担当課が事業課へ丸投げしていた状態だった。
- ・以前は人員にも余裕があったので他課からの依頼にも対応できていたが、現状では自分達の発注した工事でも現場に行けない場合があるほど人員が不足している。
- ・電気に関しては、事務職では設計もわからない、町内業者も一者しかないという状況で、これまではその業者に頼らざるを得ない状況だった。
- ・電気や建築に関しては、専門の技術職の採用をお願いしたい。公的機関で相談できる場所がないのであれば、町専属の委託業者へ依頼するのもいいのでは。

今回の部会では結論まで至らなかったため、次回以降に持ち越し。

【協議事項⑦】 参考見積りについて

【改善策等⑦】

参考見積りを取る必要がある場合は、2者以上を徹底する。予算要求段階から影響があるため、方法等については早めに研究する必要あり。

参考見積りの際は、受注機会の公平性を考慮した方法が必要。ただし、参考見積りをしたから受注できるといった期待を持たせないよう工夫する。

【部会からの意見】

- ・大規模な工事については見積費用を払うのも手では。
- ・電気関係は配線の確認作業等により3~4日かかるため、見積費用と言われることがある。
- ・予算要求時の参考見積りは1者でいいのではないか。

予算要求時の参考見積りについては、県の状況を確認し同様の取り扱いとする。

※県も1者のみから徴取

【協議事項⑧】 随意契約について

【改善策等⑧】

これまでの方法を踏襲することなく、最終的にマニュアル（ガイドライン）作成の必要がある。

また、地方自治法施行令の誤った解釈による随意契約を防止し、職員が萎縮しないで事務の遂行ができる環境整備が必要。

【部会からの意見】

他市町のガイドラインを参考に作成を行う。

【協議事項⑨】 予定価格の事前公表について

【改善策等⑨】

予定価格の事前公表によって、官製談合のリスクはゼロに等しいぐらい低減するが、入札制度を根本から変えることによる業者の反発が考えられるため、導入には時間をかける必要がある。

事前公表を実施している県内の自治体は長崎市と壱岐市であり、長崎市においては変動型最低制限価格を設定している。変動型最低制限価格については、東京都立川市においても採用しているが、長崎市と立川市では計算方法が異なるため、導入自治体の情報を幅広く収集し、波佐見町に合った制度構築が必要。

【部会からの意見】

- ・ 予定価格を聞き出すという行為がなくなるので職員にとっては良いと思う。
- ・ 官製談合を無くすという観点からは良いと思う。
- ・ 積算能力が無い業者も応札する可能性がある。
- ・ 業者間の談合が懸念される。

事前公表の導入について検討を進め、積算能力が低い業者の参加や業者間談合の防止についても研究する。

官製談合防止法違反再発防止検討委員会

第二部会（第1回）報告書

1. 第1回会議開催日時場所 令和2年10月19日（月）10:30～11:30 第4会議室

2. 出席者 13名

3. 第二部会のテーマの確認

- ①職員倫理規程の条例化。
- ②コンプライアンスガイドラインの見直しの必要性。
- ③研修を我が物にするにはどういった研修を行えばいいか。（ここが一番重要）

4. 9月17日の議会全協での意見と9月24日の「官製談合の再発防止と職員の綱紀粛正を求める決議」を説明。

5. 協議結果

（1）職員倫理規程とコンプライアンスガイドラインを今の時点で再認識してもらうよう会計年度任用職員を含めた全職員に促すことで決定。

（2）職員アンケートを実施する。

職員倫理規程とコンプライアンスガイドラインを一読してもらい、正規職員から現段階での理解度と改善点などの意見を求めることで決定。アンケート（案）の検討を行ったが、最後まで至らなかった。早急にアンケートを固め、再度の倫理規程とガイドラインの再認識を促し、正規職員から意見を求め、今後の参考にしていく。

（3）今後の日程の確認

倫理条例は12月議会で上程する方向で協議を行っていきたいが、職員で組織する法令審査会が中心に案は作りたい。その他ガイドラインの見直しや研修の在り方などについては、次の会以降で協議していくことになった。今後の会議は週1ぐらいのペースで行わなければならないかもしれない。

6. その他意見

○ダメなのになぜ教えてしまったのか。→公判でしか分かってこないと思われる。

○情報の開示をどうしていくか。

職員倫理規程及びコンプライアンスガイドラインに関する意識調査

○あなたの所属する年代をチェックしてください。

- 20代 30代 40代 50代

1. 職員倫理規程についてお尋ねします。

*下記選択肢から一つを選びチェックしてください。

《問1》規程第2条に「利害関係者等」が定義されていますが、業務を行うにおいてどのような者が「利害関係者」か理解していますか。

- 理解している
 概ね理解している
 あまり理解していない
 ほとんど理解していない

「利害関係者の定義」に関する意見（自由記述）

《問2》規程第3条に「倫理行動基準」が規定されていますが、基準が設けられていることについて意識していましたか。

*倫理行動基準の存在は知らなくても内容に準拠することを常々意識しているかでも結構です。

- 常に意識している
 概ね意識している
 あんまり意識していない
 ほとんど意識していない

「倫理行動基準」に関する意見（自由記述）

《問3》規程第5条に規定されている「禁止行為」について、禁止行為としての意識はありますか。

*禁止行為の規定について知らなくても内容に準拠することを常々意識しているかでも結構です。

- 常に意識している
 概ね意識している
 あんまり意識していない
 ほとんど意識していない

「禁止行為」に関する意見（自由記述）

《問4》今回の事件を受けて、現在の職員倫理規程について不足していると思われる項目や現状の運用に合わないと感じる項目があればご意見をお願いします。

〈自由記述〉

例) ・禁止行為等があった際の管理職への通報手続きのルール化が必要ではないか。

2. コンプライアンスガイドラインについてお尋ねします。

* 下記選択肢から一つを選びチェックしてください。

《問1》「1 全体の奉仕者として公平・公正な職務を行います。」(P.4~P.9)の内容について「職務専念義務・政治的行為の禁止・営利企業の従事制限・職務や地位の私的利益利用・懲戒処分」を、日頃どの程度意識していますか。

- 常に意識している
- 概ね意識している
- あんまり意識していない
- ほとんど意識していない

「問1」に関する意見(自由記述)

《問2》「3 町民に安心感・信頼感を持ってもらえる快い対応をします。」(P.11~13)について、記載のある「接遇対応」を日頃どの程度意識していますか。

- 常に意識している
- 概ね意識している
- あんまり意識していない
- ほとんど意識していない

「問2」に関する意見(自由記述)

《問3》「4 法令を遵守し、誠実かつ公正に適正な職務を行います。」(P.13~17)について記載のある「法令、職務命令遵守」を日頃どの程度意識していますか。

- 常に意識している
- 概ね意識している
- あんまり意識していない
- ほとんど意識していない

「問3」に関する意見(自由記述)

《問4》「6 個人情報保護し、情報セキュリティーを徹底します。」(P.19~20)について、「個人情報の適切な保管・管理、情報セキュリティー対策の徹底」を日頃どの程度意識していますか。

- 常に意識している
- 概ね意識している
- あんまり意識していない
- ほとんど意識していない

「問4」に関する意見(自由記述)

《問5》今回の事件を受けて、現在のコンプライアンスガイドラインについて不足していると思われる項目や現状の運用に合わないと感じる項目があればご意見をお願いします。

〈自由記述〉例) ・コンプライアンスを遵守させるための組織体制を項目として追加。

3. 職員倫理規程やコンプライアンスガイドラインについて、職員が常日頃意識し、決まり事を遵守できるようにするためには、どのような仕組みが必要だと思いますか。

〈自由記述〉 例) コンプライアンスに関する標語等を作成し目に付く所に掲示する。